



7月

(文月) JULY

23日・海の日 24日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を導入した場合に合計300万円を限度に全額損金算入できる特例について、令和2年度税制改正では、設備投資を促進するため適用期限が2年延長されました。一方、連結納税適用事業者と従業員500人超の法人は適用対象から除かれています。

7月の税務と労務

- | | | |
|-----|--------------------------------------|-------------|
| 国 | 税／6月分源泉所得税の納付 | 7月10日 |
| 国 | 税／納期の特例を受けた源泉所得税(1月～6月分)の納付 | 7月10日 |
| 国 | 税／所得税予定納税額の減額承認申請 | 7月15日 |
| 国 | 税／所得税予定納税額第1期分の納付 | 7月31日 |
| 国 | 税／5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 | 7月31日 |
| 国 | 税／8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) | 7月31日 |
| 地方税 | ／固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 | 市町村の条例で定める日 |
| 労務 | ／社会保険の報酬月額算定基礎届 | 7月10日 |
| 労務 | ／労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 | 7月10日 |
| 労務 | ／障害者・高齢者雇用状況報告 | 7月15日 |
| 労務 | ／労働者死傷病報告(4月～6月分) | 7月31日 |

近藤経済月報

税 理 士

近藤猛

〒791-8036
松山市高岡町127番地8
TEL 089-973-7577
FAX 089-973-7559

源泉所得税

電車・バス通勤者の通勤手当

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額までは所得税が課税されません。

電車やバスなどの交通機関だけを利用している者と交通機関のほかにマイカーや自転車なども使っている者の通勤手当などの非課税限度額は、次のようになっています。

(1) 電車やバスのみを利用し通勤する場合
この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線鉄道を利用した場合の運賃等の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グリーン料金は除かれます。

最も経済的かつ合理的な経路及び方法に

よる通勤手当や通勤定期券などの金額が、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が非課税限度額となります。

(2) 電車やバスだけでなくマイカーや自転車なども使って通勤する場合

この場合の非課税となる限度

この場合の外課税となる限度額は、次の
と②を合計した金額ですが、1か月当た
15万円が限度です。

① 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額

② マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額(通勤経路に沿った長さに応じて定められています)

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乗せして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行います。

自筆証書遺言による遺言書の保管制度の創設

従前の自筆証書遺言は、全文を自書しなければなりませんでしたが、民法(相続法)改正により、現在では財産目録などは自書でなくパソコンで作成できるように緩和されています。

しかし、改正後も自筆証書遺言による遺言書は自宅で保管されることが多いことから、紛失・亡失する恐れがあるとともに、相続人による遺言書の廃棄・隠匿・改ざん等のリスクがあることに変わりはありません。

そのようなリスクを回避するため、法務局で自筆証書遺言による遺言書を保管する制度が創設され、令和2年7月10日からその保管制度が開始されます。

保管制度が開始されると、遺言書の存在の把握が容易になり、遺言書の紛失や隠匿などの防止効果があるとともに、遺言者の最終意思の実現・相続手続の円滑化などが期待されています。

配偶者居住権を理解するQ&A



民法改正により、配偶者居住権が令和二年四月一日以降の相続から適用されています。相続制度に大きな影響を与える制度ですので、以下ポイントをQ&A方式で整理してみます。

A Q 1 配偶者居住権はなぜ創設されたのですか？

一つは、夫婦の一方が死亡したときに、残された配偶者が住み慣れた住居で生活を続けられるようにするためです。二つ目の理由としては、老後の生活資金を確保するためです。遺産の分け方は、被相続人の配偶者と子が相続人の場合、自由に決められますが、合意できなかつた場合には、法定相続分で遺産を分けることになります。

A Q 2 配偶者居住権はどのような制度ですか？

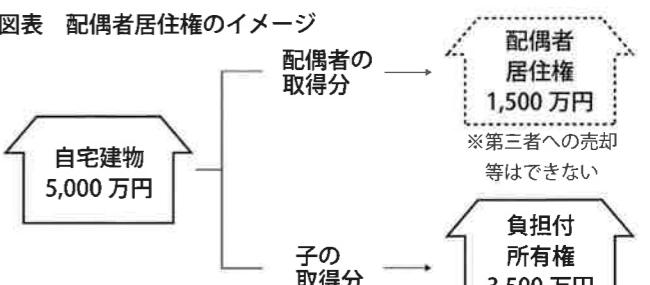
今回創設された配偶者居住権には、次の二つがあります。
(1) 配偶者短期居住権 従来は、相続が発生した場合に遺言等が残されていなければ、遺産分割が完了するまでは、不動産等のすべての相続財産は相続人全員の共有でした。今回の改正により、まずは「配偶者短期居住権」が適用されま

A Q 3 配偶者居住権は登記した方が良いですか？

たとえ、遺産分割協議書で配偶者居住権を相続する者が決まっていても、新しい

す。これは、被相続人の所有していた建物に無償で居住していなかった配偶者が、遺産分割完了までの間（最低六ヶ月間）引き続いです。その建物を無償使用できる権利です。

図表 配偶者居住権のイメージ



(注) 相続時における実際の評価については、建物の耐用年数・築年数・配偶者の年齢等により算定します。この図の金額はあくまでもイメージです。



- Q 4** 配偶者居住権はどのように取得するのですか？
A 被相続人の遺言書にその内容が書かれるか、遺産分割協議で決める必要があります。配偶者が亡くなつたからといつて、生存している配偶者に自動的に配偶者居住権が与えられるわけではありません。
- Q 5** 配偶者居住権はどのように計算（相続税評価）しますか？
A 下の算式で計算されま

〈算式〉

居住建物の時価 - 居住建物の時価 ×

$$\frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}} \times \frac{\text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}$$

- Q 6** 配偶者居住権が存続している間、固定資産税の取扱いについてはどうなりますか？
A 建物の固定資産税については、建物の所有者が納稅義務者とされているため、配偶者居住権が設定されている場合であっても、所有者がこれを納稅しなければなりません。もともと、配偶者は、建物の

- Q 7** 令和二年度税制改正では、配偶者居住権に關して、何か手当でされていますか？
A 配偶者居住権は、建物の所有者との合意や放棄により消滅等する場合があり、配偶者がその対価を受け取る場合、譲渡所得として課税されます。その際に控除する取得費は、配偶者居住権の目的となつている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に一定の割合を乗じて計算し、た金額から、その配偶者居住権設定の日から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とされました。

- Q 8** 今年三月に配偶者居住権の評価に係る通達を受けました。国税庁は、「配偶者居住権等の評価明細書」の様式や記載例を公表しており、ここに参考として平均余命や複利現価表（法定利率3%）などが記載されています。